

水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査 における民間競争入札実施要項(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉なサービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、環境省は、公共サービス改革基本方針（平成 20 年 12 月 19 日改定を閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査に係る統計調査関連業務について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査の概要等

a. 水質汚濁物質排出量総合調査

水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を的確に把握し、排水基準の設定及び見直しに役立てるための基本的かつ重要な統計資料とすることを目的とする。

① 調査の対象

- 水質汚濁防止法の定める特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）のうち
- ・ 一日当たりの平均的な排水量が 50m^3 以上である工場又は事業場
 - ・ 有害物質使用特定事業場（下水道に全量排水する工場又は事業場は、排水に関する測定が実施されていないため除く。）を対象とする。なお、平成 20 年度までは毎年調査を行ってきたが、21 年度からは隔年で調査を行う（本調査は 21 年度と 23 年度に実施し、22 年度には実施しない。）。

② 調査方法

調査は、調査対象事業場へ水質汚濁物質排出量総合調査票を送付し、回答を得る方法で実施する。回答は信書便によるほか、21 年度においては電子メール、23 年度においては政府統計共同利用システムを用いた方法で行う。なお、鉱山保安法関係事業場（経済産業省所管）については、20 年度までは経済産業省が発送業務を行ってきたが、21 年度以降は民間事業者の請負業務に含む。

③ 調査客体数

約 38,000 事業場（うち 80 事業場は鉱山保安法関係事業場）

④ 調査時期

調査の基準日 ： 3 月 31 日
調査期間 ： 10 月 1 日～10 月 31 日
調査票の提出期限： 10 月 31 日

⑤ 調査事項

- ア 従業員数、出荷額等の事業規模、稼働状況、産業分類等の工場又は事業場の概要
- イ 用水量・総排水量の実績
- ウ 生活環境項目の排水濃度
- エ 健康項目（有害物質）の使用・製造状況と排水濃度

b. 水質汚濁防止法等の施行状況調査

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的とする。

① 調査対象

- ・ 都道府県
- ・ 水質汚濁防止法施行令第 10 条に掲げる市（以下「水濁法政令市」という。）
- ・ 海上保安庁

② 調査の方法

調査は、都道府県及び水濁法政令市（以下「自治体」という。）並びに海上保安庁へ水質汚濁防止法等の施行状況調査票を電子メールにて送信し、電子メールにて回答を得る方法で実施する。

③ 調査客体数

- ・ 都道府県(47)
 - ・ 水濁法政令市(107)
 - ・ 海上保安庁(1)
- 合計 155 団体（水濁法政令市については、市町村合併等により増減する場合がある。）

④ 調査時期

調査の基準日 : 3 月 31 日

調査票の提出期限 : 5 月 31 日

⑤ 調査事項

- ア 特定事業場数等
- イ 水質汚濁防止法の自治体等における運用実績

(2) 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査に係る請負業務の内容

請負業務は、以下の業務とする。

- a. 水質汚濁物質排出量総合調査
調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、解析、報告書作成に係る業務
- b. 水質汚濁防止法等の施行状況調査
個票審査、集計、解析、報告書作成に係る業務

a. 水質汚濁物質排出量総合調査

① 業務期間

毎年 7 月から 3 月までの期間（ただし、22 年度は 7～8 月のみ。）

② 環境省からの貸与物件

本調査における環境省からの貸与物件は以下ア～ケのとおりである。物件の貸与は契約締結後に適宜行う。貸与した物件は業務完了後に必ず環境省に返却すること。なお、貸与物件の見本を入札説明会において提示する。

- ア 水質汚濁物質排出量総合調査対象事業場名簿（以下、「事業場名簿」という。）ファイル（平成 20 年度分）
- イ 事業所名簿の更新情報（平成 21 年度～23 年度分）
- ウ 調査票データ（平成 20 年度分）
- エ 調査票印刷原稿

- オ 調査関係用品印刷原稿
- カ 集計用ファイル（平成 20 年度分）
- キ 報告書及び概要版報告書（平成 20 年度分）
- ク 政府統計共同利用システムオンライン調査システム利用手順書
- ケ トークン（認証用機器）
民間事業者が「政府統計共同利用システムオンライン調査システム」にアクセスする際に必要なワンタイムパスワードを得るために用いるキーホルダー大のパスワード表示端末

③ 業務内容

この実施要項に基づき請負業務を実施する事業者（以下「民間事業者」という。）が実施する業務（以下「本業務」という。）のうち本調査に係る業務は以下ア～キのとおりである。

なお、ここに示す業務内容は最低限の要求事項であり、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

本調査の調査手順は、作業順序に従い、次の 7 工程とする。（別紙 a 1 参照）

- ア 事業場名簿の更新
- イ 調査関係用品の印刷
- ウ 調査関係用品の送付
- エ 調査票の受付・回収、督促、照会対応
- オ 調査票の審査、疑義照会、データ入力
- カ 集計、解析、報告書作成
- キ 事業場名簿の整理

なお、イ～キについては 22 年度は行わない。

ア 事業場名簿の更新（7～8 月）

（ア）環境省が貸与する事業場名簿ファイル（平成 20 年度分）を基に、事業場名簿の更新を行う。新たに調査対象となる新設事業場及び特定施設の廃止や公共下水道への全量接続等に伴い本調査対象外となる事業場については自治体が把握しているのをこれを環境省においてとりまとめ、環境省が貸与する事業所名簿の更新情報として、環境省から民間事業者へ情報を提供する。前年度調査において判明した送付先や所在地等の変更については民間事業者において情報を整理し（ただし、21 年度においては環境省から民間事業者へ情報を提供）、これに伴う訂正を行う。また、更新の際、同一の事業場が重複登録されていないかをチェックする。

イ 調査関係用品の印刷（8～9 月）

（ア）調査票は環境省が貸与する調査票印刷原稿を基に印刷する。調査票には前年度の調査票データを基にプレプリントする項目も印刷する。調査票の基数、印刷上の留意点は別紙 a 2 を参照のこと。

（イ）調査票以外の調査関係用品は、環境省が貸与する調査関係用品印刷原稿を基に印刷する。調査関係用品の基数、印刷上の留意点は別紙 a 2 を参照のこと。

ウ 調査関係用品の送付（9 月末）

（ア）送付用封筒に調査関係用品を封入し、調査客体に送付する。また、調査票を送付した調査客体の一覧表を作成し、環境省に納入するとともに、所管する自治体ごとにファイルを分けたものを各自治体に 1 部ずつ送付する。

プレプリントされた調査票や調査客体一覧表は、郵便法及び信書便法に基づく「信書」に該当するため、上記送付は信書便によるものとする。

送料は民間事業者の負担とする。

(イ) 各調査客体に対する調査協力依頼について、回収率及び記入精度を向上させる観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

エ 調査票の受付・回収、督促、照会対応 (10月)

(ア) 調査客体から返送されてきた調査票を受け付け、整理する。

調査客体からの回答方法については、郵送のほか、平成21年度については電子メールでの回答を可能とする(別紙a3参照)。平成23年度については政府統計共同利用システムを導入し、電子メールによる回収は中止する予定である(別紙a4参照)。

(イ) 政府統計共同利用システムの利用促進に関し、同システムの利用率を高める観点から、民間事業者の創意工夫を求める。同システムの詳細については別紙a4を参照のこと。

(ウ) 回答のない調査客体に対しては督促を行う(なお、結果精度を維持する観点から、督促が必要な調査客体を指定することがある。その場合は、重点的に督促を行い、回収率の向上に努めること。)。督促の方法、頻度、時期等については、回収率を向上させる観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

(エ) 調査客体からの問い合わせ・苦情等への対応については、事業開始までにあらかじめ環境省と協議の上照会対応マニュアルを作成し、期間中(10月1日から12月31日までの9時から17時までの間)は同マニュアルに基づいて適切に対応する。特に調査開始直後の10月1日から調査票提出期限の10月31日までは質問が一時的に多く集中するため、これに対応できるような体制を確保すること。また、同マニュアルで対応できない質問等については、速やかに環境省と対応を協議すること。なお、調査に対する意見等が送られてきた場合は、これらについても照会対応業務の一環として照会対応状況とあわせてとりまとめること。

(オ) 照会対応業務の一環として、質問について電子メールでもやりとりができる体制を確保するとともに、本調査のホームページ(民間事業者の既設ホームページの利用も可)を開設し、インターネット上で記入要領及び主な質問に対する回答を公開する。この業務については、照会対応を効果的に実施する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。なお、参考として別紙a5を参照のこと。

オ 調査票の審査、疑義照会、データ入力 (11~12月)

(ア) 回収された調査票について、別紙a6に示す審査項目に係る審査を行う。審査の結果、内容に疑義が生じた場合は、各調査客体に対して照会を行い、訂正があれば修正を行う。

(イ) 集計用ファイルは環境省が貸与する平成20年度分のファイルを基に作成し、これに調査票データを入力する。入力したデータは、誤りがないように厳重なチェックを行う。チェック方法については、あらかじめ環境省の承認を受けるものとする。

カ 集計、解析、報告書作成 (1~2月)

(ア) 集計用ファイルのデータを集計して、回収状況、水質汚濁物質の排出濃度等について解析を行い、報告書及び概要報告書の版下を作成する。その内容及び方法については別紙a7による。

(イ) 報告書及び概要報告書の版下は、印刷する前に環境省のチェックを受けること。その際、環境省が調査票データ、集計したデータ等の確認を求めた場合は速やかに応じる。また、環境省から異常値が発見された旨の連絡を受けた場合はその原因を調べ、環境省と協議の上、必要なデータの修正を行うこと。

(ウ) 上記のチェック及び修正の完了後、報告書及び概要報告書の印刷・製本を行う。製本した報告書及び概要報告書は環境省に納入するとともに、自治体にも報告書

を送付する。なお、これとあわせて解析結果を Excel 形式にデータ化したもの、及び報告書及び概要報告書の版下の電子媒体を環境省に納入する。

キ 事業場名簿の整理 (3月)

調査の結果、稼働状況の変更や調査年度中に市町村合併等により事業場コード等に変更が判明した調査客体について事業場名簿を修正する。なお、事業場名簿は自治体ごとにファイルに分け、調査年度内に水濁法政令市になった市については都道府県等から移管される事業場について、分かりやすいように整理する。

④ 納入物件 (自治体への送付分を含む。)

本調査について以下ア～キの物件を環境省に納入する。下記のア及びイについては各自治体に送付する。納入物件の様式、形式等についてはあらかじめ環境省の承認を得ること。

ア 調査客体一覧表 (納入期限 9 月末)

[環境省納入分：3 部，自治体送付分：1 部×154 自治体]

イ 報告書 (納入期限 2 月末)

[環境省納入分：40 部，自治体送付分：1 部×154 自治体]

ウ 概要版報告書 (納入期限 2 月末)

[環境省納入分：120 部]

エ 報告書及び概要報告書の版下 [環境省納入分：電子媒体 8 枚]

オ 解析結果データ (納入期限 2 月末)

[環境省納入分：電子媒体 1 枚]

カ 集計用ファイル (納入期限 2 月末)

[環境省納入分：電子媒体 1 枚]

キ 事業場名簿ファイル (納入期限 3 月末)

[環境省納入分：電子媒体 1 枚]

b. 水質汚濁防止法等の施行状況調査 (別紙 b 1 参照)

① 業務期間

毎年の 7 月から 12 月までの期間

② 環境省からの貸与物件

本調査における環境省からの貸与物件は以下ア～エのとおりである。物件の貸与は契約締結後に適宜行う。貸与した物件は業務完了後に必ず環境省に返却すること。なお、貸与物件の見本は入札説明会において提示する。

ア 調査票データ (平成 21 年度～23 年度分)

イ 集計用ファイル (平成 20 年度分)

ウ 報告書 (平成 20 年度分)

エ 調査票様式

※本調査の調査票様式は、自治体等が直接入力可能な形式の電子媒体である。従って環境省が各自治体等に電子メールにて送信し、各自治体等が入力して電子メールにて返信してきた調査票がそのまま調査票データとなる。

③ 業務内容

本業務のうち本調査に係る業務は以下ア～ウのとおりである。

なお、ここに示す業務内容は最低限の要求事項であり、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

本調査の調査手順は、作業順序に従い、次の 3 工程とする。

ア 調査票の審査、疑義照会、データ修正

イ 集計、解析、報告書作成

ウ 調査票様式の修正

ア 調査票の審査、疑義照会、データ修正（7～8月）

（ア）環境省から貸与される調査票データについて、別紙b2に示す審査項目に係る審査を行う。審査の結果、内容に疑義が生じた場合は、各自治体等に対して照会を行い、訂正があればデータを修正する。

（イ）審査及び修正が完了した調査票データは集計用ファイルに収録する。集計用ファイルは環境省が貸与した平成20年度分のファイルを基に作成する。

イ 集計、解析、報告書作成（9～11月）

（ア）審査及び修正が完了した調査票データを集計して結果の解析を行い、報告書の版下を作成する。その内容及び方法については別紙b3による。

（イ）報告書の版下は、印刷する前に、環境省のチェックを受けた後、自治体等に内容確認の照会を行う。この際、環境省及び自治体等が調査票データ、集計したデータ等の確認を求めた場合は速やかに応じる。また、環境省及び自治体等から疑義が生じた旨の連絡を受けた場合はその原因を調べ、環境省と協議の上、必要なデータの修正を行うこと。

（ウ）上記のチェック、内容確認照会及び修正の完了後、報告書の印刷・製本を行う。製本した報告書は環境省に納入するとともに、自治体へ送付する。なお、これとあわせて、解析結果をExcel形式にデータ化したもの、及び報告書版下の電子媒体を環境省に納入する。

ウ 調査票様式の修正（12月）

（ア）環境省が貸与する調査票様式について、環境省の指示により法令改正等に伴う必要な修正を行い、修正後のものを環境省に納入する。

（イ）調査票様式について、集計の効率化の観点から、民間事業者がExcel上で稼働可能なマクロ等を組み込むことができる。

④ 納入物件（自治体への送付分を含む。）

本調査について以下ア～エの物件を環境省に納入する（22年度は除く。）。下記のアについては各自治体に送付する（22年度は除く。）。納入物件の様式、形式等についてはあらかじめ環境省の承認を得ること。

ア 報告書（納入期限 11月末）

〔環境省納入分：150部，自治体送付分：1部×154自治体〕

イ 報告書版下（納入期限 11月末）

〔環境省納入分：電子媒体1枚〕

ウ 解析結果データ（納入期限 11月末）

〔環境省納入分：電子媒体1枚〕

エ 調査票様式（納入期限 12月末）

〔環境省納入分：電子媒体1枚〕

c. 情報セキュリティの管理

民間事業者は、環境省情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

ア 民間事業者は、環境省から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

イ 民間事業者は、環境省情報セキュリティポリシーの履行が不十分とみなされるとき又は民間事業者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

ウ 民間事業者は、環境省から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

なお、環境省情報セキュリティポリシーは以下の URL において公開している。

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

(3) 請負業務に関する留意事項

ア 民間事業者は本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する環境、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所等を用意する。

イ 民間事業者は「水質汚濁物質排出量総合調査事務局」という名称を用いて調査票の送付、受付・回収、督促、照会対応を実施する。なお、この名称及び環境省の受託事業である旨は、調査客体へ送付する「依頼文」に明記する。また、民間事業者は調査客体からの調査票の返送先を確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先を環境省に報告すること。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、環境省との連絡・調整を行う担当者を設置すること。担当者は業務履行時間内（平日の 9:00～18:00）においては、速やかに環境省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、環境省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

(4) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務の遂行に当たって、確保されるべき質として求められるものは以下のとおりである。

ア 目標回収率

水質汚濁物質排出量総合調査において、各年度の調査票の回収率が 80%を上回らなければならない（ただし、結果精度を維持する観点から督促が必要な調査客体を環境省が指定する場合がある。）。このため、調査協力依頼及び督促については、これが効果的に行われなければならない。また、照会対応については、これが適切に行われなければならない。

イ 結果の正確性

両調査において、一連の業務を通して、各年度の結果の正確性が確保されなければならない。このため、各調査の各工程において、本要項及び契約に基づき遂行することとされた業務が適正かつ確実に履行されなければならない。

(5) 契約金額の支払いについて

契約金額の支払いについては、落札者の決定後、落札者と環境省が協議を行い、調査及び年度ごとに契約金の支払額を決定する。

環境省は、7(1)の報告及び1(2)④の納入物件に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

2 契約期間

契約期間は、平成21年7月1日（契約締結後）から平成24年3月末日までとする。

3 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第 15 条において準用する第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しないものであること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）

- (3) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 工事請負契約等に係る指名停止措置要項について（平成 13 年 1 月 6 日環境会第 9 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 環境省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」～「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施事項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第 20 条第 1 項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

4 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール(予定)

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 入札公告 | 平成 21 年 4 月上旬頃 |
| ② 入札説明会 | 平成 21 年 4 月中旬頃 |
| ③ 入札説明会後の質問期限 | 平成 21 年 4 月中旬頃 |
| ④ 入札書類提出期限 | 平成 21 年 4 月下旬頃 |
| ⑤ 入札書類の評価 | 平成 21 年 5 月中旬頃 |
| ⑥ 開札 | 平成 21 年 5 月中旬頃 |
| ⑦ 契約の締結 | 平成 21 年 6 月下旬頃 |
| ⑧ 業務の引き継ぎ | 平成 21 年 7 月上旬頃 |

(2) 入札実施手続き

① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）を提出する。なお、企画書の項目が「評価項目一覧」のどの項目に該当するか判るようにすること。入札金額には、本業務に要する一切の経費の 105 分の 100 に相当する金額を記載することとする。また、法第 15 条において準用する第 10 条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類をあわせて提出すること。

② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、5 で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- ア 事業実施計画
- イ 事業実施体制
 - (ア) 実施体制・役割分担
 - (イ) 事業実績・資格
 - (ウ) 設備・環境
 - (エ) 研修
 - (オ) 情報セキュリティ対策
- ウ 個別業務の実施方法
 - (1 (2) に示す調査・工程ごとに記載すること。)
- エ その他（※加点項目審査のみ）

5 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、評価者として、環境省職員（3名）のほか外部有識者（1名）を指名する。

(1) 落札者決定に当たっての評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか、また、効果的なものであるかについて行う。

① 必須項目審査

環境省は、入札参加者が企画書に記載した内容を、下記の必須項目について満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は合格とし、基礎点を与える。1つでも満たしていない場合は失格とする。なお、別紙1を参照のこと。

ア 事業実施計画

- ・実施計画は1(2)に示す最低限の要求事項を履行するものになっているか。
- ・実施計画は1(3)に示す留意事項の要件を満たすものになっているか。

イ 事業実施体制

(ア) 実施体制・役割分担

- ・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立されているか。
- ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。

(ウ) 設備・環境

- ・調査票及び調査関係用品の整理及び保管体制を有しているか。
- ・本業務を実施する場所、設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット、パソコン等）が用意されているか。

(エ) 研修

- ・各業務の従事者に対し、業務の適正かつ確実な実施を可能とするための研修が計画されているか。
- ・研修プログラムに、調査の概要や調査票の内容、水質汚濁防止法、統計調査における基本的事項及び守秘義務について含まれているか。

(オ) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ対策は環境省情報セキュリティポリシーを遵守しているか。
- ・情報セキュリティ対策が情報セキュリティを適切に確保するものとなっているか。

ウ 個別業務の実施方法

- ・1(2)に示す調査・工程ごとに処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

② 加点項目審査

上記「① 必須項目審査」で合格となった入札参加者に対し、加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるという観点から、評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、下記の審査基準に基づき各項目について0点から3点を付与する。各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定されたウェイトを乗じた点数を合計し、基礎点との合計点を技術点とする。なお、別紙1を参照のこと。

表 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

ア 事業実施計画

- ・業務手順について、効率的に実施するための工夫がされているか。

イ 事業実施体制

(ア) 実施体制・役割分担

- ・統計調査に精通した責任者がいるか
- ・環境省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。

(イ) 事業実績・資格

- ・3年以内に郵送調査業務についての実績があるか。
(※「郵送調査」とは、調査客体に調査票を送付し、調査客体が記入した調査票を回収し、記入済調査票の各調査項目について統計的な集計を行うものをいう。)
- ・調査票約2万件を保管及び処理した実績はあるか。
- ・ISO9001の認証を受けているか。

(実施組織・部門が認証を受けているかを評価し、この項目の得点配分は
認証を受けていない：0点、認証を受けている：3点、とする。)

(ウ) 設備・環境

- ・電話の回数（督促、疑義照会）、平均応答時間の測定等の機能を有しているか。
また、それらを報告できるか。

(エ) 研修

- ・統計調査（調査事項）の特徴や特性が理解される工夫があるか。
- ・照会対応に関し、適切な対応の習熟が可能な研修プログラムが用意されているか。

(オ) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得をしているか。
(実施組織・部門が認証を受けているかを評価し、この項目の得点配分は、
認証を受けていない：0点、認証を受けている3点、とする。)
- ・効果的なセキュリティ対策がされているか。

ウ 個別業務の実施方法

(ア) 業務を適正かつ確実にを行うための工夫

- ・1(2)に示す調査・工程ごとに業務を適正かつ確実にを行うための工夫がされているか。

(イ) より良質かつ低廉なサービスを実現するための民間事業者の創意工夫による提案
水質汚濁物質排出量総合調査について

- ・各調査客体に対する調査協力依頼に関し、回収率及び記入精度を向上させる観点から、創意工夫が発揮された提案がされているか。
- ・調査票の回収における政府統計共同利用システムの利用促進に関し、同システムの利用率を高める観点から、創意工夫が発揮された提案がされているか。
- ・督促に関し、回収率を向上させる観点から、創意工夫が発揮された提案がされているか。
- ・本調査のホームページ等の業務に関し、照会対応を効果的に実施する観点から、創意工夫が発揮された提案がされているか。

エ その他

- ・調査結果の質を高めるための創意工夫がされているか。
- ・業務を効率的に実施するための創意工夫がされているか。

(2) 落札方式及び得点配分

① 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、上記「② 総合評価点の算出」によって得

られた数値が最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 「評価項目一覧（必須）」に記載されている項目を、すべて満たしていること。

② 総合評価点の算出

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点とする。加点は各評価者の得点の算術平均とする。（200点満点）

価格点＝価格点の配分（※1）×（1－入札価格÷予定価格）

※技術点の配点と価格点の配点は下記「③ 得点配分」のとおりとする。

③ 得点配分

技術点	200点
価格点	100点

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記「② 総合評価点の算出」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない環境省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 環境省は落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取り扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

(5) 契約の締結後の措置

契約の締結後、民間事業者の創意工夫により企画書において提案された内容を踏まえ、事業開始までに環境省と十分に協議し、双方合意の下に業務内容の詳細を確定する。このとき、提案の採用の可否に起因する契約金額の増減は原則として行わない。また、契約期間中において、民間事業者が業務の実績を踏まえて、民間事業者の創意工夫による業務の改善に係る提案を行うことも可能とする。この場合は、民間事業者は環境省の承認を受けた上で、契約の範囲内において業務の改善を行うものとする。

6 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等施行状況調査における従来の実施状況に関する情報の開示

水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等施行状況調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙2のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法